

社会福祉法人聖母福祉会
聖ヨゼフの園広報委員会規程

(設置)

第1条 社会福祉法人聖母福祉会聖ヨゼフの園（以下「聖ヨゼフの園」という。）に聖ヨゼフの園広報委員会（以下「委員会」という。）と置く。

(任務)

第2条 委員会は、聖ヨゼフの園が内外に対して行う広報活動に関し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 各種情報メディアを利用した広報誌等の編集及び発行に関する事
- (2) 各種行事、催事等の広報に関する事
- (3) 聖ヨゼフの園 50 周年記念誌の編集及び発行に関する事
- (4) その他広報に関する事

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 施設長が運営会議に諮り選任した職員
 - (2) その他広報委員長が指名する者
- 2 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会に委員長を置き、施設長が運営会議に諮り選任する。
- 4 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(専門部会)

第4条 委員会に、広報活動の具体的な企画及び実施のため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(庶務)

第5条 委員会に関する庶務は、特養相談課において処理する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事その他運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。